

## 指名停止の措置要件の改正について

### 【改正内容】

個人情報の漏えいに対する指名停止措置の設置

**個人情報の漏えいは、契約上の守秘義務又は個人情報取扱特記事項に違反**するが、現行の指名停止基準では指名停止の措置要件となっていないことから基準の整備を行う。

### 別表第1 事故等に基づく措置基準

市発注に係る建設工事等の施工等に当たり、過失により個人情報の漏えいがあったときに指名停止を行う。

措置要件	指名停止期間
(契約違反)	
4 南あわじ市発注に係る建設工事等の施工等に当たり、別表第1の2に掲げる場合のほか、次に該当したために契約に違反し、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 2カ月以上の履行遅滞があったとき。	3カ月
(2) 1カ月以上2カ月未満の履行遅滞があったとき。	2カ月
(3) 1カ月未満の履行遅滞があったとき。	1カ月
(4) 次に該当し、再三指摘しても改善しないとき。	
ア 公害防止及び危険防止対策が不良のとき。	3カ月
イ 工程管理、資材管理又は労務管理が不良であるとき。	1カ月
(5) 正当な理由なく監督員又は検査員の指示に従わないとき。	1カ月
<b>(6) 過失により個人情報の漏えい（記録された媒体の紛失を含む）の事故を生じさせたとき。</b>	
<b>ア 特定個人情報を含む情報漏えいの事故</b>	<b>3カ月</b>
<b>イ その他の事故（注5）</b>	<b>1カ月</b>
(注5) その他の事故とは、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年規則第3号）第43条第1号、第2号、第4号の規定に該当し、市が個人情報保護委員会に報告することとなった事故をいう。	

【実施時期】 **令和8年5月15日から適用**

（この件に関する問い合わせ先）

南あわじ市 総務部財政課 入札契約係

TEL 0799-43-5210

FAX 0799-43-5310